入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成27年9月29日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　井上　一徳

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第７号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　シュワブ（H27）保管庫（0590）新設工事（１工区）

②　シュワブ（H27）保管庫（0590）新設工事（２工区）

⑶　工事場所　①②キャンプ・シュワブ内

⑷　工事内容　本工事は、キャンプ・シュワブ内における保管庫新設工事一式を行うものである。

①ア．保管庫工事　２棟（１棟当り　幅約28.2m×奥行約18.3m×高さ約6.6m）

イ．造成工事（掘削・床掘約41,000㎥、覆土約4,300㎥等）

ウ．舗装工事（アスファルト舗装約1,500㎡等）

エ．擁壁工事（擁壁延長約140m、翼壁延長約50m）

オ．雨水排水工事（側溝約1,000m等）

カ．環境整備工事（平面・法面張芝約3,400㎡、植生基材吹付約3,600㎡等）

②ア．保管庫工事　２棟（１棟当り　幅約28.2m×奥行約18.3m×高さ約6.6m）

イ．造成工事（掘削・床掘約46,000㎥、覆土約3,800㎥等）

ウ．舗装工事（アスファルト舗装約1,700㎡等）

エ．擁壁工事（擁壁延長約160m、翼壁延長約50m）

オ．雨水排水工事（側溝約1,000m等）

カ．環境整備工事（平面・法面張芝約3,300㎡、植生基材吹付約2,000㎡等）

⑸　工期　①②平成29年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材

①　鉄筋コンクリート　約4,300㎥（２棟分）、鉄筋（ＳＤ345）約700ｔ（２棟分）

②　鉄筋コンクリート　約4,400㎥（２棟分）、鉄筋（ＳＤ345）約670ｔ（２棟分）

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年９月29日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより、シュワブ（H27）保管庫（0590）新設工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。ただし、一の企業は単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において土木一式工事で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格において「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上とする。

⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、１構造物あたり600㎥以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、１構造物あたり300㎥以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。

なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする（本入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）。

当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。

イ　平成12年度以降入札公告日までに、１構造物あたり300㎥以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有する者である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、現場打ち鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有する。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。